

令和7年度版

北栄町タクシー利用料助成制度のご案内

1 北栄町タクシー利用料助成券

※片道1,000円まで助成するチケットです。



利用できる区間

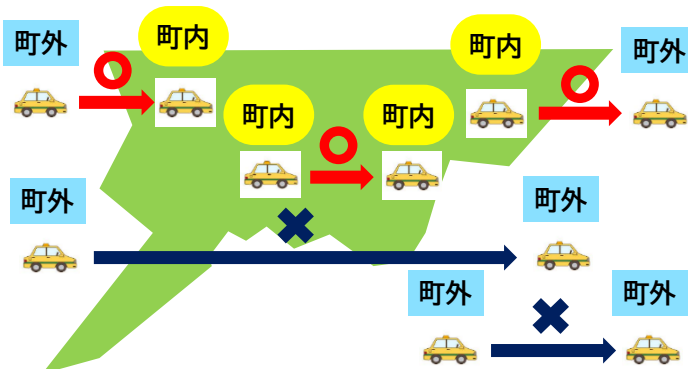
乗降車場所のいずれかが北栄町内である場合、利用券を利用できます。(寄り道も可能です)

○利用券を使える場合

・町内→町内 ・町内→町外 ・町外→町内

×利用券を使えない場合

・町内を通過するだけ ・町外→町外



利用券(チケット)について

●交付枚数(上限)

令和7年4月1日～令和8年3月31日利用分 最大 **70枚**

●助成額及び自己負担額

1枚につき**最高1,000円まで助成**、利用者自己負担額**最低500円**

2 町内限定 定額チケット

※町内利用に限り、片道一律 **500円** で利用できるチケットです。

利用できる区間



待ち・寄り道・往復はできません

乗降車場所いずれも北栄町内である場合、利用券を利用できます。

※1度の降車で運賃等を精算することとし、再乗車以降の運賃等を同一の精算としないこと、かつ、乗車地点と降車地点が同一でないことの両条件を満たす利用形態とする。



○利用券を使える場合

・町内→町内

×利用券を使えない場合

・町内を通過するだけ

・町外→町外 ・町内→町外 ・町外→町内

・例1:「自宅⇒役場⇒スーパー」と乗継いだ場合

・例2:再乗車するためにタクシーを待機させ、待ち料金が発生した場合



利用券(チケット)について

●交付枚数(上限)

令和7年4月1日～令和8年3月31日利用分 **30枚**

※下北条地区の対象者に限り、30枚追加で交付することができます。

利用できる方

町内にお住まいの運転免許証を所有していない方で、以下のいずれかに該当する方。

- (1) 満65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (3) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方
- (4) 道路交通法第103条第1項第1号から第2号に基づく処分を受けている方

※体調の変化等により一時的に運転ができなくなった方については、公安委員会により(4)の処分を受けた方に限り対象となります。

申請から利用まで

申請場所

北栄町役場 福祉課（大栄庁舎1階）または、北条支所

申請に必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類
- ・申請理由を証明するもの（年齢確認書類・身障手帳・運転経歴証明書等）
- ・チケット利用者本人と同一世帯員でない方が来庁される場合は、委任状または代理権確認書類（チケット利用者本人の保険証等）
- ・令和6年度にタクシー券を利用された方は、令和6年度分のタクシー券

ご利用方法

- ・乗車の際に利用券を運転手に提示し、助成分を差し引いた額をお支払いください。※チケットの切り取りは運転手が行います。

チケットの取り扱いについて

- ・1回の乗車につき1枚利用できます。
- ・利用券は本人のみ利用できます。
（家族や他人へ譲渡できませんが、チケット利用者との同乗は可能です）
- ・汚損・紛失等された場合は再交付できません。
- ・運転経歴証明書、各種障害者手帳のタクシー運賃割引と併用可能です。
- ・チケットを追加する際は、必ず表紙をご持参ください。
- ・残ったチケットは、次年度の申請時、または不要になった時点でご返却ください。



注意事項

間違った利用（期限切れのチケットの利用や乗降場所の間違い等）が発覚した場合、町負担分を返金していただきますのでご了承ください。

【利用できるタクシー会社】

●日本交通(株)	22-7111	●日ノ丸ハイヤー(株)	22-3155	●倉吉交通	22-1511
●由良タクシー	37-2110	●ことうら交通	27-1636		